

第4章 具体的ケースを素材とした約款変更の検討

(平成22年12月16日に配付した研究会席上資料について、平成27年4月、誤記等を訂正し、付記を追加したもの)

山 田 誠 一

1 はじめに

全国銀行協会により各種規定のひな型の一部改正が行なわれたため、同協会の各加盟銀行は、その取り扱っている各種規定の内容の一部変更を行なったことと推測することができる場合がある。本報告では、そのような問題の具体的ケースを素材として、約款変更の検討を行なおうとするものである。何を約款と理解するかは慎重な検討を要するが、本報告では、各銀行が「○○規定」等の名称で預金者等の顧客との間の契約のために用いているものを約款と理解し、したがって、全国銀行協会が作成し公表している「○○規定ひな型」は、具体的な契約のために用いられているものではないため約款とは理解しないものの、加盟銀行が取り扱っている「○○規定」の内容が、各種規定のひな型と同一かまたは実質的に共通する内容であって、全国銀行協会の「○○規定ひな型」一部改正と同一かまたは実質的に共通する内容の変更が、加盟銀行が取り扱っている「○○規定」にも行なわれたとして、検討を行なうこととする。

約款の変更について、預金者等の顧客が個別に銀行との間で合意をすれば、変更後の内容が公序良俗に反するか、または、預金者等の顧客が消費者である場合は、消費者契約法8条から10条の規定に違反するかというテストを経ることにはなるものの、約款変更に固有の問題はないと考えられる。したがって、ここでは、約款は変更されたが、そのことについて預金者等の顧客が個別に銀行との間で合意をしていない場合において、その変更後の内容が、当事者である預金者等の顧客を拘束するかどうかということが、問題となる。この問題について、具体的なケースを本報告では検討することとしたい。

2 約款変更の具体的なケースの検討

(1) 預金者からの相殺に関する規定の追加 (各種の預金規定)

(a) 概要

全国銀行協会は、平成12年6月20日、「預金保険事故発生時における預金者からの相殺に関

する各種預金規定ひな型の一部改正等について」と題する通達を会員宛に発出した（全銀協平成12年6月20日付全事会第30号、平成12年12月19日付全事会第58号により一部改正）。この通達については、全国銀行協会事務システム部「預金保険事故発生時における預金者からの相殺に関する各種預金規定ひな型の一部改正等について」金融法務事情1586号80-87頁に述べられている（以下では、解説①として引用する）。

(b) 改正された約款およびその内容

改正された約款は、各種定期預金規定、通知預金規定、譲渡性定期預金規定、総合口座取引規定等、全部で19種類ある（解説①81頁）。解説①によれば、自由金利型定期預金（○型）が、代表的な預金であるとされ、また、自由金利型定期預金（○型）規定ひな型（単利型—証書式）が、解説①に掲載されているので、これについて検討をすることとする。

自由金利型定期預金規定ひな型（単利型—証書式）は、9条が新設されている。9条は全体で5項から構成されている。その1項および2項は、次のようなものである。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(以下、略)

本規定9条1項前段は、自動債権である定期預金債権の弁済期が到来してないため、民法上相殺適状が生じていない場合であっても、銀行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合に

は、預金者から相殺をすることができる旨定めたものである。民法505条によると相殺をすることができない場合について、預金者からの相殺を可能とした内容である。同項後段は、自働債権について質権が設定されている場合、相殺することができないという民法505条の解釈（我妻榮・新訂担保物権法191頁参照）とは異なり、銀行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、定期預金債権に銀行のために質権が設定されていても、預金者は相殺することができる旨を定めたものである。

本規定9条2項1号本文は、①預金者のする意思表示は書面によって行なわなければならない旨、②預金者が相殺の充当の順序の指定をすることができる旨、③預金者は預金証書に届出印を押印のうえ提出しなければならない旨を定めている。同号ただし書は、預金者が充当の順序を指定した場合であっても、自働債権とする預金債権に担保が設定されているときは、その担保されている債務（預金者の銀行に対する債務）から相殺される旨を定めている。同項2号は、預金者が相殺の充当を指定しない場合は、銀行が相殺の充当の指定をする旨を定めている。同項3号は、預金者が相殺の充当を指定した場合であっても、債権保全上支障が生ずるおそれがあることを要件として、その預金者の充当の指定を銀行が覆し、銀行が相殺の充当の方法を指定することができる旨を定めている。

本規定9条2項1号本文のうち①の点は、民法によれば相殺の意思表示は書面で行なうことを必要としないため、それとは異なる規律を定めていることになる。同じく②の点は、2号、3号とともに、相殺の充当の指定に関する規律を定めているが、民法512条、および、同条により準用される488条の内容と比較すると、相殺をする者である預金者の充当を指定することができる範囲が狭められ、その相手方である銀行が充当を指定することができる範囲が広がられていることを指摘することができる。なぜならば、民法488条1項により、弁済をする者（512条により準用されて、相殺をする者）の充当の指定は、弁済を受領する者（512条により準用されて、相殺をする者の相手方）により覆されることはないが、3号は、一定の要件のもとではあるが、相殺をする者の相手方である銀行が、相殺をする者である預金者の充当の指定を覆すことができるとしているからである。1号ただし書については、民法では相殺ができない場合（預金債権が担保となっている場合であるため）に相殺を可能としていることが前提となっていて、その際の充当の問題であるため、民法とは異なることを規律する結果となっている。

(c) 関連する約款

預金者からする相殺については、銀行取引約定書ひな型（平成12年4月廃止）にも、規定が

ある。7条の2（同前）（同前とは、7条が差引計算のため、差引計算を意味する）1項は、「弁済期にある私の預金その他の債権と私の貴行に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。」と定め、9条の2（同前）（同前とは、9条が充当の指定のため、充当の指定を意味する）1項は、「第7条の2により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。」と定め、同条3項は、「第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができます。」と定めている。

銀行取引約定書ひな型（平成12年4月廃止）7条の2、1項は、民法上相殺ができる場合に相殺をすることができるとするものである。9条の2、1項と3項は、民法の相殺の充当の指定の規律（512条、同条により準用される488条）と比較すると、相殺をする者（預金者）が充当を指定することができる場合を狭めたものとなっている。

（d）変更後の約款規定にもとづく銀行の主張に対して、預金者が約款の変更に同意をしていない旨を主張した場合の解決

本規定9条1項前段は、預金者が行なう相殺について、この約款変更がなければ相殺できない場合について、相殺できるとするものであり、預金者が約款の変更に同意していないという主張は實際上想定できず、また、そのような主張があった場合も、預金者が相殺の効力を主張する場合には矛盾するものとなるため、預金者が約款の変更に同意をしていないと主張した場合の解決を検討する必要はないと考えられる。

これに対して、本規定9条2項には、民法の規律と比較して、預金者の権利を制限している箇所（預金者の充当の指定が覆る場合があること）、または、預金者の権利行使を困難にしている箇所（相殺の意思表示を書面で行なうことを要するとしていること）がある。これは、この点を取り出して民法の規律との相違を強調すると、約款変更に同意をしていない預金者は、この変更後の約款の内容に拘束されないとする主張を許すことになるようにも思われる。しかし、民法の規律と比較して預金者の権利が制限され、預金者の権利行使が困難となっている点は、いずれも、本規定9条1項前段により、民法上の規律によれば、預金者が相殺できない場合に相殺できる場合であるため、このような権利が制限され、また、権利行使が困難となった範囲で、民法上の相殺できない相殺が可能となったと考えることができる。したがって、約款

変更同意していない預金者も、銀行に預金保険法上の保険事故が生じ、本規定9条1項前段にもとづいて相殺をする場合には、本規定9条2項によって生ずる制約には服すると考えてよいだろう。

(2) 口座の強制解約に関する規定の追加（普通預金規定）

(a) 概要

全国銀行協会は、平成12年12月19日、「普通預金規定ひな型等における預金口座の強制解約等に係る規定の制定について」と題する通達を会員宛に発出した（全銀協平成12年12月19日付全事会第58号）。この通達については、齋藤秀典（全国銀行協会事務システム部）「普通預金規定ひな型等における預金口座の強制解約等に係る規定の制定について」金融法務事情1602号11-18頁に述べられている（以下では、解説②として引用する）。

(b) 改正された約款およびその内容

改正された約款は、普通預金規定ひな型、貯蓄預金規定ひな型、および、カード規定試案である（解説②12頁）。普通預金規定ひな型が、解説②に掲載されているので、これについて検討をすることとする（カード規定試案も解説②には掲載されている）。

普通預金規定は、変更前に10条（解約）があったが、変更により10条（解約等）となり、10条については、変更前は単一の項で構成されていたが、変更後は4項から構成されることとなった。変更前の単一の項は、変更後1項となり、2項から4項が新設された。その2項は、次のようなものである

10.（解約等）

(1)（略）

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(以下、略)

本規定10条2項は、①同項各号が定める場合について、銀行が預金取引を停止することができ、または、預金口座を解約することができるとし、②解約には通知が必要であるとして、③解約の通知は、到達したかどうかを問わずに、届出の住所氏名に宛てて発信した時点で解約がされたものとみなすとしている。同項各号とは、1号が、名義人の不存在、または、名義人の意思にもとづかずに開設された場合を定め、いずれもいわゆるなりすましの例であり、2号が、本規定9条1項が禁止する預金契約上の地位等の譲渡質入れをした場合を定め、3号が、預金が法令違反行為または公序良俗違反行為に利用される場合を定めている。

これらを民法の規律と比較すると、「普通預金契約は、期限の定めのない契約として、また、消費寄託を重要な要素とする契約として、銀行がいつでも解約することができそうである」が、「普通預金契約の性質を鑑みると、それは期間の定めのない契約ではあるが、銀行はやむを得ない事由がなければ解約することができないという黙示の合意が一般的に組み込まれているものと解釈すべきであろう。普通預金規定（10条2項・3項）は、約款という形式でその内容を具体化したものと理解することができる」（中田裕康「第3章 銀行による普通預金の取引停止・口座解約」、金融法務研究会・最近の預金口座取引をめぐる諸問題（2005年9月）27頁）と理解すれば、本規定10条2項のうち①と②の点は、同項各号が定める要件を個別に吟味する必要はあるものの、やむを得ない場合に、銀行は普通預金契約を解約することができるという点では、民法の規律とは異ならないと考えることができる。それに対して、③の点は、「たとえば預金口座が犯罪に利用されていることが明らかになった場合等には、当該口座を直ちに解約する必要があるためである」と、このようにする必要性が説明されてはいる（解説②13頁）が、③のうち発信主義の点は民法の規律とは異なるというべきである。なお、③のうち発信主義を除く部分は、本規定11条が「届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします」とすることと、共通の規律内容である。

（c）変更後の約款規定にもとづく銀行の主張に対して、預金者が約款の変更に同意をしていない旨を主張した場合の解決

銀行が、変更後の約款規定にもとづき、預金口座の解約を主張した場合に、預金者は、約款変更同意をしていないとして、預金口座の解約が行なわれていないと争うことが考えられる。（b）に見たように、民法上の規律は、やむを得ない場合には銀行は普通預金契約を解約することができるというものであると考えられ、したがって、仮に、変更後の約款に拘束力がないとしても、銀行は預金口座の解約を主張することができると考えられる。ただし、その場合、

例えば、本規定10条2項3号が、預金が法令違反行為や公序良俗違反行為に利用されるおそれがある場合に銀行は解約することができるとしていることについて、「おそれ」の解釈として、客観的にみて具体的なおそれがあることを要するとするなどのやむを得ない場合に該当するかどうかの観点からの慎重な対応を要することになると考えられる（この点は、中田・前掲27頁参照）。

しかし、本規定10条2項のうち③の発信主義については、預金者が約款変更に同意をしていないとして、本規定11条により解決すべきであると主張する場合に、なお、発信主義が預金者を拘束するかどうかは疑問なしとしない。解説②が説明するように、犯罪のための利用が明らかなきときは、犯罪のために利用した者が、仮に約款変更に同意していないとしても、約款変更同意していないことを理由として変更後の約款に拘束されない旨の主張を認めることは、違法な結果を助長することとなり、そのような主張を信義則上許さないというような解決を考えることができる。しかし、犯罪のための利用と、公序良俗違反行為のための利用とは、やや、その反社会性の程度の点で異なることがあるとも考えられ、常に、信義則を根拠に、発信主義が預金者を拘束するとの解決を導くことには困難があるように思われる。

（3）偽造変造カードによる払戻し（カード規定試案）

（a）概要

全国銀行協会は、平成18年2月10日、カード規定試案の一部を改正した。この改正については、大坪直彰（全国銀行協会企画部次長）『「カード規定試案」改正等の概要』金融法務事情1756号9－18頁に述べられている（以下では、解説③として引用する）。

（b）改正された約款およびその内容

本改正では、カード規定試案の9条（カード・暗証の管理等）、10条（偽造カード等による払戻し等）、11条（盗難カード等による払戻し等）が新設された（改正されたカード規定試案は、解説③に掲載されている）。

改正前の本規定は、10条（暗証照合等）の2項が、「当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたう場合は、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の

当行の責任については、この限りではありません」と定めていたが、改正により、同項は削除された。

改正後の10条は、以下のようなものである。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

偽造または変造による払戻しは、①本人の故意の場合、または、②銀行が払戻しについて善意無過失であって本人に重大な過失がある場合を除いて、効力が生じないと定めている。これを、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成17年8月10日法律94号）（以下、預金者保護法という）の規定と比較すると、同法4条1項は、①本人の故意の場合、または、②銀行が払戻しについて善意無過失であって本人に重大な過失がある場合に、払戻しの効力が生ずるとし、あわせて、同法3条が、民法478条の規定を、カードによる払戻しに適用せず、ただし、真正のカードによる払戻しの場合にはこの限りでないとするにより、改正後のカード規定試案10条の規律内容は、預金者保護法の規律内容と同一であることが分かる（カード規定試案10条は、効力が生ずる要件を実体要件とはせず、証明したことを要件としている点で、預金者保護法と異なるが、この点は、実質的な相違ではないと考えてよいと思われる）。

(c) 変更後の約款規定にもとづく銀行の主張に対して、預金者が約款の変更に同意をしていない旨を主張した場合の解決

預金者保護法と、改正後のカード規定試案の関係を、(b)のように理解することができるならば、預金者が約款の変更に同意していないとしても、変更後の約款の内容が、預金者保護法の適用として、預金者を拘束することとなる。また、この変更により、偽造カードで払戻しが行われた預金者は、改正前カード規定試案10条2項と比較して、改正後カード規定試案10条の方が、払戻しの効力が生ずる場合が狭められているため、預金者の権利は拡張されているともいえ、預金者が、約款の変更に同意していないことを理由にして約款の変更を否定する主張をすることは、實際上、考えられないということもできる。

(4) 預金等の不正な払戻し（普通預金規定）

(a) 概要

全国銀行協会は、平成20年2月19日、預金者保護法の対象となっていない盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しにつき、銀行が無過失の場合でも、預金者に責任がない限り、積極的に補償に応じる旨の申し合わせを行ない、公表した。この申し合わせについては、岩本秀治（全国銀行協会企画部長）・辻松雄（同業務部長）「盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しに対する自主的な取組み」金融法務事情1831号25-87頁に述べられている（以下では、解説④として引用する）。この申し合わせでは、普通預金規定（個人用）（参考例）を添付している。解説④は、この普通預金規定（個人用）（参考例）を掲載している。

(b) 改正された約款およびその内容

普通預金規定（個人用）（参考例）は、個人を対象としたものであり、普通預金規定ひな型に修正追加を行なったものである（解説④29頁参照）。例えば、9条（盗難通帳による払戻し等）が新設され（解説④30頁参照）、また、5条（預金の払戻し）に2項が新設追加された（解説④31頁参照）。

普通預金規定（個人用）（参考例）9条1項等は、次のようなものである。

9.（盗難通帳による払戻し等）

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてすみやかに、当行に通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（・・・中略・・・）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず、補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。(3) (略)

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B (略)
 - C (略)
- ② (略)
- (以下、略)

普通預金規定（個人用）（参考例）9条1項等は、全体として、盗難カードによる払戻しのためのカード規定試案11条と基本的な点で同等の規定を、盗難通帳による払戻しのために定めたものである（解説④30頁は、普通預金規定（個人用）参考例9条1項から4項は、カード規定試案11条1項から4項を、ほぼ踏襲した内容としているとする）。また、カード規定試案11条は、基本的には、預金者保護法の内容を忠実に織り込んだものとされている（解説③10頁参照）。なお、預金者保護法では、盗難カードによる払戻しの場合、預金が存在したならば得られた利息や払戻しにかかる手数料については、補てんの対象外となっているが、カード規定試案11条2項では、手数料・利息も、補てんの対象としている（解説③11頁参照）。したがって、この利息・手数料の点では、カード規定試案は、預金者保護法を上回る保護を、預金者に与えていることになる。

預金者保護法、カード規定試案11条、および、普通預金規定（個人用）（参考例）9条は、以上のような関係にあるが、預金者保護法と、普通預金規定（個人用）（参考例）9条とは、対象が盗難カードと盗難通帳とで異なり、したがって、普通預金規定（個人用）（参考例）9条の規律は、民法の規律との比較が行なわれるべきである。この両者を比較すると、民法478条では銀行が免責され、また、銀行が415条により債務不履行にもとづく損害賠償を負うことのない場合であっても、普通預金規定（個人用）（参考例）9条によると、銀行が預金者に対して、補てんをしなければならない場合があるということが明らかになる。

(c) 変更後の約款規定にもとづく銀行の主張に対して、預金者が約款の変更に同意をしていない旨を主張した場合の解決

(b) のように、民法と普通預金規定（個人用）（参考例）9条との関係を理解すると、預金

者が約款の変更不同意を主張することは、預金者にとって有利な規律による解決を否定することであり、現実には想定し難い。しかし、なんらかの事情があり、預金者が、約款変更不同意を理由として、約款の拘束力を否定する場合は、盗難通帳による払戻しがあり、変更後の約款にもとづけば銀行が預金者に補てんすべきときであっても、銀行は預金者に補てんする義務はないことになるように思われる。あるいは、預金者にとって有利であれば、約款の拘束力を預金者が否定していても、預金者を拘束するという考え方もあろうか（しかし、変更後の約款にもとづけば銀行が預金者に補てんすべき場合であるとされるためには、預金者が少なくない個数の要件に該当する事実を主張し立証することが必要であり、そのため、そのような事実の主張立証をしながら、約款の変更には同意していないので、変更後の約款に拘束されることを預金者が否定することは、ほとんど想定できないように思われる）。

(5) 暴力団排除条項の追加（普通預金規定、貸金庫規定）

(a) 概要

全国銀行協会は、平成21年9月24日、「普通預金規定・当座預金規定・貸金庫規定に盛り込む暴力団排除条項の参考例」を制定した。このことについては、小田大輔（弁護士）「普通預金規定・当座預金規定・貸金庫規定に盛り込む暴力団排除条項の参考例」金融法務事情1880号13-19頁に述べられている（以下では、解説⑤として引用する）。なお、これと関連するがこれとは別に、全国銀行協会は、平成20年11月25日、「銀行取引約定書に盛り込む場合の暴力団排除条項の参考例」を取りまとめた（日付については、解説⑤13頁参照）。このことについては、岩永典之（全国銀行協会コンプライアンス室調査役）・小田大輔（弁護士）「『銀行取引約定書に盛り込む場合の暴力団排除条項の参考例』の解説」金融法務事情1856号8-15頁に述べられている（以下では、解説⑥として引用する）。

(b) 改正された約款およびその内容

本参考例は、普通預金規定、当座預金規定、貸金庫規定のそれぞれについての参考例からなる。普通預金規定については、○条（反社会的勢力との取引拒絶）と、11条（解約等）から構成されているが、当座預金規定については、○条（反社会的勢力との取引拒絶）と、24条（解約）から構成され、貸金庫規定については、○条（反社会的勢力との取引拒絶）と、11条（解約等）から構成されていて、基本的な構成は共通する。普通預金規定11条は、3項が新設される。

普通預金規定11条（解約等）3項は、次のようなものである。

11.（解約等）

(1)（略）

(2)（略）

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる者

本規定11条3項2号は、預金者が暴力団または暴力団員であることが判明した場合、銀行は、預金口座を解約することができる旨を定めている。

民法上の規律には、普通預金契約の一方当事者である預金者が暴力団、または、暴力団員であったことが契約締結後に判明した場合、預金者が暴力団または暴力団員であることを理由として、普通預金契約を銀行が解約することができることを、直接根拠づける規定はないように思われる。しかし、(2)で検討した通り、やむを得ない事由があれば普通預金契約を解約することができると考えられる。また、普通預金契約には、預金者を委任者とし、銀行を受任者とする委任契約の性質を有するとも考えられる（最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁参照）ため、委任者が反社会的な属性を有する者であることが明らかになり、その結果、受任者の委任者に対する信頼関係が崩れた場合には、受任者からの解除により委任者の利益が害されると

しても、受任者からの解除を認めるべき根拠は強まると考えれば、普通預金契約の一方当事者である預金者が暴力団、または、暴力団員であったことが契約締結後に判明した場合、預金者が暴力団または暴力団員であることを理由として、普通預金契約を銀行が解約することができると思える余地は生ずるように思われる。

(c) 変更後の約款規定にもとづく銀行の主張に対して、預金者が約款の変更に同意をしていない旨を主張した場合の解決

銀行が、変更後の約款規定にもとづき、預金者が暴力団または暴力団員であることが判明したことを理由に、普通預金契約を解約した場合が問題となる。(b)のように、民法上の規律にしたがって、銀行は、普通預金契約を解約または解除をすることができるとするならば、民法の規律にしたがった解決を図ることができる。しかし、仮に民法上の規律にしたがうならば、銀行は、普通預金契約を解約できず、解除もできないとするならば、約款変更に同意していないとする預金者の主張を覆すことは容易ではない。解説⑤は、このことに関連して、既存の顧客や取引について遡及的に適用することも可能と考えられるが、その前提として、各金融機関所定の適正な規定変更手続を経る必要がある点には留意が必要であるとして、各金融機関所定の適正な規定変更手続とは何かという問題に、実質的な解決を委ねている(18頁)。なお、解説⑥は、暴力団排除条項導入前の銀行取引約定書が適用される既存取引先については、当該既存取引先の同意がない限り暴力団排除条項の効力は及ばないとの考え方を示している(15頁)。

3 関連するその他のケース

関連する他のケースとしては、民事再生法の制定および和議法の廃止と期限の利益喪失条項の変更(銀行取引約定書)(「座談会 民事再生法の施行と銀行取引約定書ひな型5条」金融法務事情1573号16頁以下、天野佳洋「民事再生法と期限の利益喪失条項」金融法務事情1576号4頁以下参照)と、キャッシュカードをデビットカードとして使用することが可能となること(カード規定試案)があるように思われる(これらの他にも、あるかもしれない)。これらの検討も参考になると思われるが、本報告では、検討を行っていない。

4 暫定的なむすび

本報告で検討した5つのケースには、いくつかの異なるパターンがあることが明らかになった。

預金者からの相殺に関する規定の追加(各種の預金規定)(2(1))は、民法では預金者は相殺できない場合に、変更後の約款により相殺をすることができるようにするものである。変

更後の約款により相殺をしようとした場合には、約款の変更同意を擬制することもできるのではないと思われる。しかし、なによりも、約款の変更同意を理由として、変更後の約款の拘束力を預金者が否定することは實際上、考えにくい例であることを指摘すべきである。

口座の強制解約に関する規定の追加（普通預金規定）（2（2））は、基本的な部分は、民法上の規律にもとづいても銀行ができることを、約款変更により、約款で銀行ができる旨定めたものである。しかし、通知のみなし到達自体は、同規定の他の条項（11条）を根拠とすることができるものの、その発信主義の点については、約款変更同意を拒否する預金者を拘束することは、一般的には困難であるように思われる。ただし、約款変更同意を拒否することを理由として、変更後の約款の拘束力が及ばないと主張が、犯罪目的で預金を利用する預金者がする場合は、信義則に反するとして許されないことも考えられ、現実の対応には、なお余地が残されていると考えることができる。

偽造変造カードによる払戻し（カード規定試案）（2（3））は、法律の規定通りであり、約款変更の問題は、現実化しない。

預金等の不正な払戻し（普通預金規定）（2（4））は、預金者に有利に約款内容を変更するものである。預金者からの相殺に関する規定の追加（各種の預金規定）（2（1））と同様の位置づけをすることができる。

暴力団排除条項の追加（普通預金規定、貸金庫規定）（2（5））が、最も困難な問題を抱えている可能性がある。ポイントは、民法上の規律として解約または解除できるかどうかであり、もし、それが可能であれば、基本的には、口座の強制解約に関する規定の追加（普通預金規定）（2（2））と同様の位置づけをすることができる。しかし、そのような解釈ができないとすると、約款変更同意を拒否する預金者から、変更後の約款にもとづく解約の拘束力が及ばないと主張があった場合、対応は容易ではないと思われる。そのような約款変更は、社会的な必要性があることは明らかではあるが、民法によって規律される私人間の法律関係として、社会的な必要性を根拠として、約款変更が特別に許容されるとは考えにくい。このような約款変更を念頭におくと、民法等により、約款の変更内容と変更手続について一定の規定をおき、その規定に従う約款変更であれば、当事者（本報告での例では、預金者など）の同意を得ずに、変更後の約款の拘束力が当事者に及ぶとする旨を定めることは、検討に値すると思われる。

最後に、約款中に約款変更に関する規定が置かれる場合がある。約款変更に関する規定を含む約款により当初契約が締結された場合には、その約款変更に関する規定自体の効力が、規定の内容に立ち入って検討されてよい。しかし、そのような検討の結果、約款変更に関する規定自体の効力が承認される場合には、その規定にもとづいた約款変更は、基本的に支持されてよ

いと考える。しかし、これとは区別すべきものとして、約款変更に関する規定を含まない約款により当初契約が締結され、その後、約款変更に関する規定が、当事者の個別合意なく、約款中に新設された場合がある。この場合は、約款変更に関する規定の新設自体について、当事者に不利な点がないかどうかの検討が行なわれる必要があり、多くの場合には、その約款変更に関する規定の新設自体が支持されないのではないかとと思われる。

(資料)

- * 全国銀行協会事務システム部「預金保険事故発生時における預金者からの相殺に関する各種預金規定ひな型の一部改正等について」金融法務事情1586号80-87頁（解説①）
- * 齋藤秀典（全国銀行協会事務システム部）「普通預金規定ひな型等における預金口座の強制解約等に係る規定の制定について」金融法務事情1602号11-18頁（解説②）
- * 大坪直彰（全国銀行協会企画部次長）『『カード規定試案』改正等の概要』金融法務事情1756号9-18頁（解説③）
- * 岩本秀治（全国銀行協会企画部長）・辻松雄（同業務部長）「盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しに対する自主的な取組み」金融法務事情1831号25-87頁（解説④）
- * 小田大輔（弁護士）「普通預金規定・当座預金規定・貸金庫規定に盛り込む暴力団排除条項の参考例」金融法務事情1880号13-19頁（解説⑤）
- * 岩永典之（全国銀行協会コンプライアンス室調査役）・小田大輔（弁護士）『『銀行取引約定書に盛り込む場合の暴力団排除条項の参考例』の解説』金融法務事情1856号8-15頁（解説⑥）

以上

(付記)

2015年3月31日、内閣から国会に、民法の一部を改正する法律案が提出された（閣法63号）。この法律案には、民法第3編債権第2章契約第1節総則中に、第5款定型約款が新設され、また、同款中に、548条の4として、定型約款の変更に関する規定が新設されている。同条の規定は、以下のようなものである。

(定型約款の変更)

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と

合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。
- 4 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。